

BBLセミナー プレゼンテーション資料

2014年10月31日

「これからの年金改革を考える
—何を解決すべきか」
中田 大悟

<http://www.rieti.go.jp/jp/index.html>

2014年10月31日
RIETI BBLセミナー
これからの年金改革を考える
～何を解決すべきか?～

RIETI
上席研究員
中田大悟

本発表の内容は、発表者個人の見解であって、発表者の属する組織、およびその関連機関のものとは無関係であることをお断りしておきます。

やるべきことはまだある

- 日本の公的年金制度は、おそらく破綻しない
 - なぜなら、長期的な給付の抑制機能(マクロ経済スライド)があるから
[まだ一度しか発動できていないが・・・]
 - 「所得代替率五割」という(あまり意味のない)制約を外せば長期的な財政均衡は図れる
- だからといって「100年安心」というわけではない
- 2004年制度改正からの「**年金改革の失われた十年**」
 - 抜本改革幻想[民主党政権下における年金改革案]
 - 特例水準さえも解消が遅れた
 - まさかのデフレ継続[発動できなかったマクロ経済スライド]
 - 就労環境も変化が定着してしまったのに対応できなかった
- やるべきことができなかった十年間だった
- 『**これから「年金」の話をしよう**』

平成26年財政検証について

評価

- 年金改革の失われた十年を取り戻そうとする**厚労省の意気込み**がにじみ出ていると言って良い
- 過去の財政再計算および財政検証に向けられていた疑問や要望を可能な限り取り込んだ検証結果
 - 検証結果に大きな影響を与える「**経済前提**」について、多様なシナリオを採用[**所得代替率五割を維持できるとも割り込むとも明示していない!**]
 - 国民年金保険料納付率等の楽観的な前提を現実的なものに置き換え
- 加えてオプション試算として、現行制度の大枠の中で、取り組むべき課題について、**議論のたたき台**を提示している
 - 現行制度の枠組みを超えた改革案にまで言及していなことをあまり責めるべきではない[なぜならこれは財政検証なのだから]

経済前提

- 今回の財政検証で最も手の込んだ部分が経済前提の設定
- 短期的な経済前提は内閣府の試算をそのまま採用
- 長期前提は、コブ=ダグラス型生産関数を仮定して、将来の実質GDP成長率と利潤率を推計

◆実質GDP成長率

$$= \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} \\ + \text{労働成長率} \times \text{労働分配率} + \text{TFP上昇率}$$

バリエーションを設定

ここで、

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

TFP上昇率、資本分配率、資本減耗率、総投資率、労働投入量をパラメーターとして挿入すればGDP成長率と利潤率が導出できる

- 利潤率と実質長期金利の相関関係を仮定して、将来の実質長期金利を推計
- さらに将来の実質長期金利に「分散投資効果」としての0.4%分の上積みを受けて長期運用利回りを推計
- いままで女性の社会進出が進むことを大前提としていたが、ここにも多様性を設定

多様な経済シナリオ

【平成36(2024)年度以降の長期の前提】

内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした、幅の広い複数ケース(8ケース)を設定。

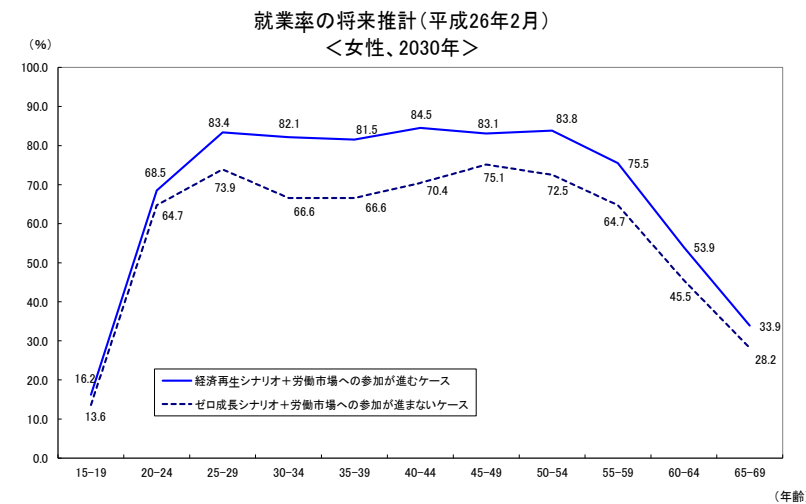
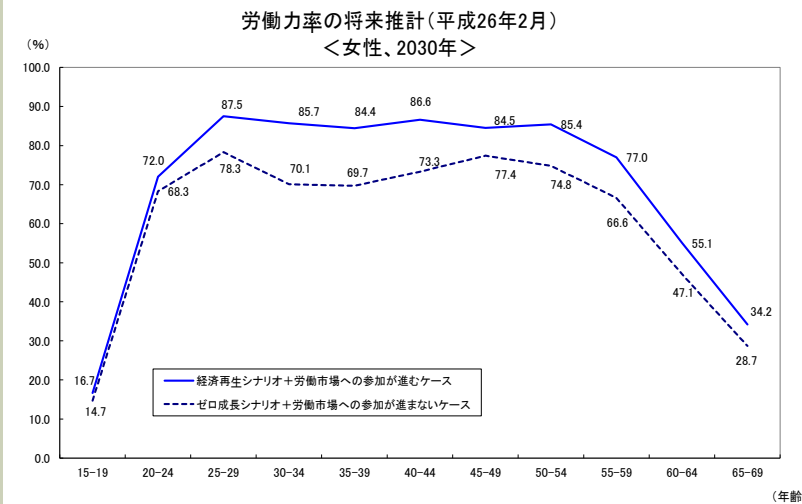
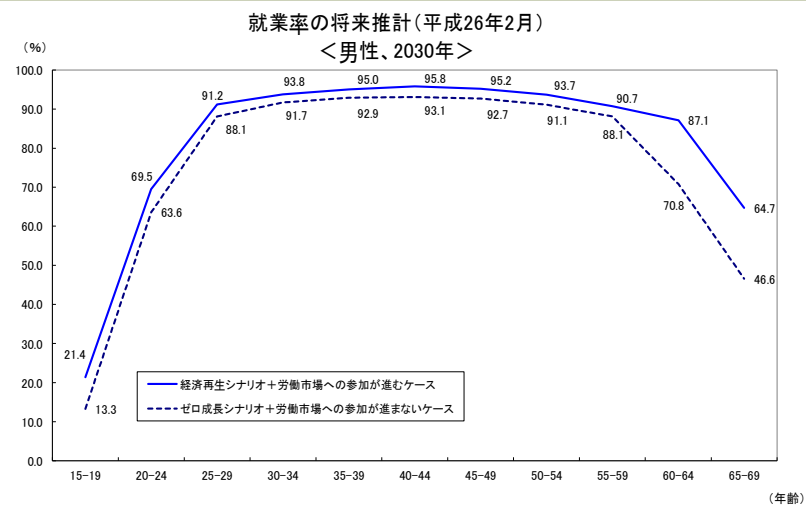
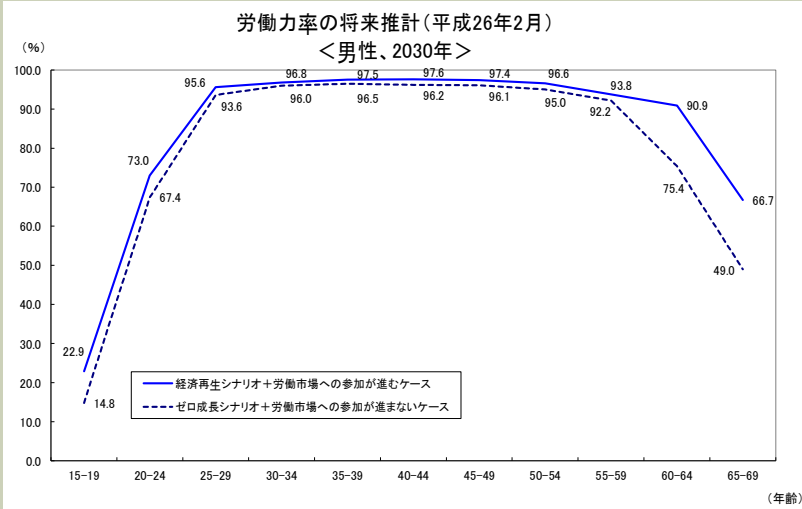
		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

注:賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)

財政検証資料より抜粋

労働力率、就業率の前提

財政検証資料より抜粋(JILPT「労働力需給の推計」による)



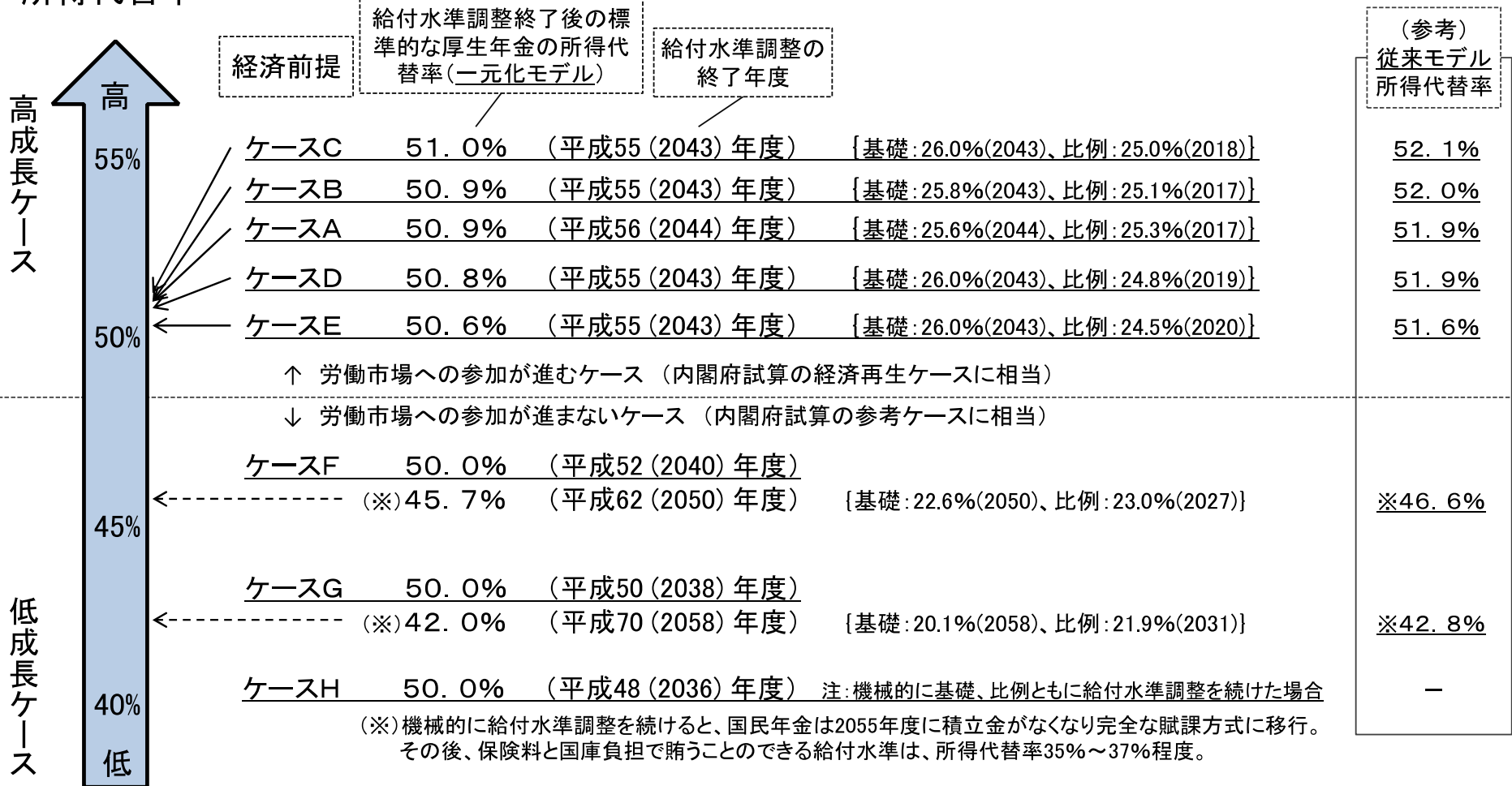
所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)

人口の前提： 中位推計(出生中位、死亡中位)

経済の前提： 高成長(ケースA)から低成長(ケースH)まで様々な仮定

※ 2024年度以降20~30年間の実質経済成長率は、「ケースA: 1.4%程度」~「ケースH: ▲0.4%程度」

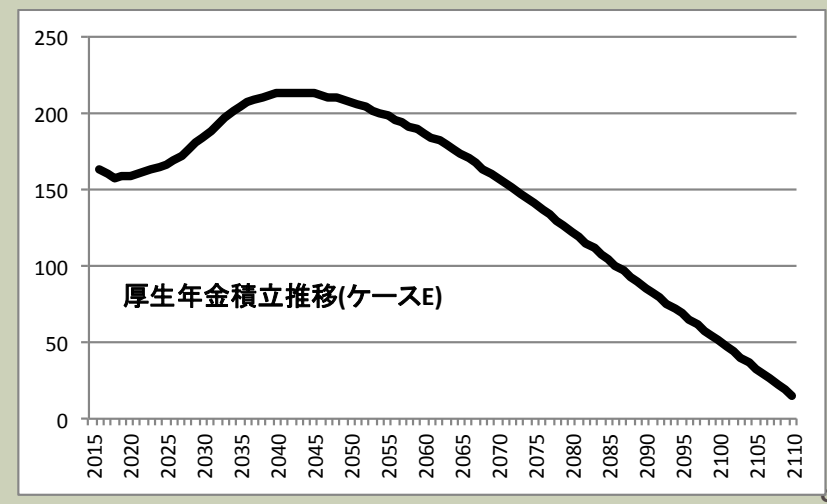
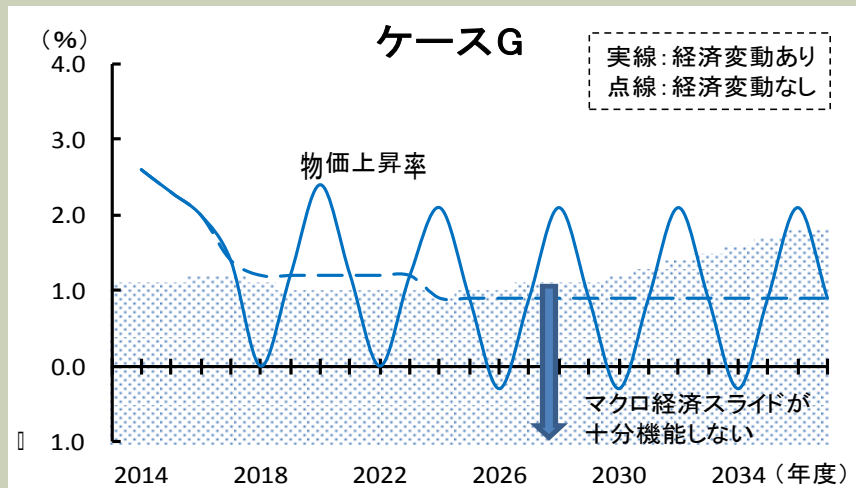
所得代替率



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

経済前提の多様な設定をどうみるか

- 「百年後のことなんてわからないのだから、こんなに手の込んだ事をする必要はない」という人もいるけれども・・・
- 年金数理保守的な前提も含めて、多様な将来像を提示することで、年金のリスクを国民に提示することは、制度への信頼回復のためには良
- 特に今回は、短期的、周期的な景気変動のリスクまで提示されたのは評価できる
- ただし、「賃金利回りスプレッド論」が強調される過ぎることには注意を要する



強調し過ぎると危ない「スプレッド論」

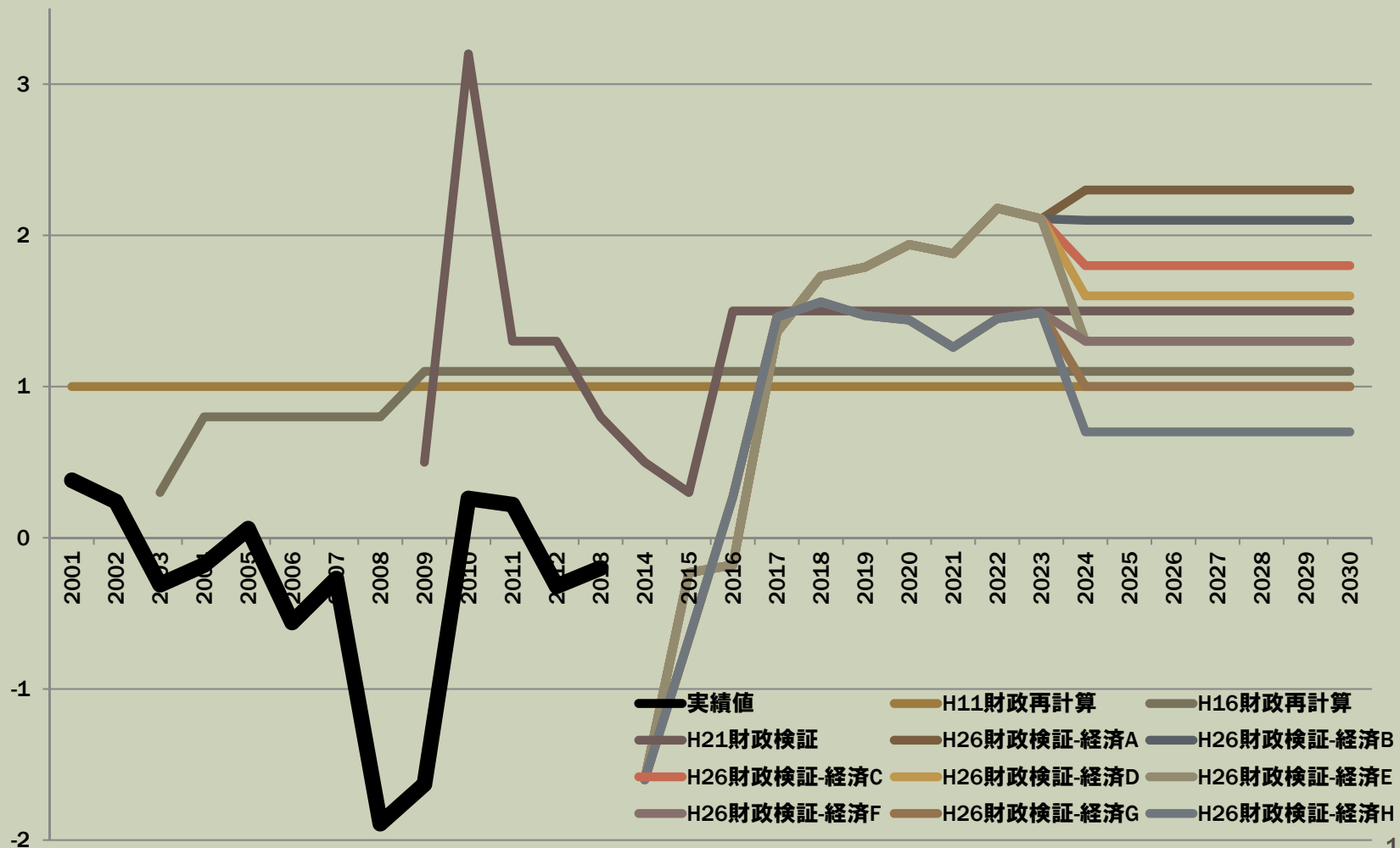
■ 毎年の年金収支



- 給付も保険料収入も(それから担税力も)賃金上昇率のスピードで伸びるので、不足分を運用収益でいかに補えるか、という理屈
- 大域的にはその議論は正しい
- だが、100年間の均衡期間を前半後半に分けて考えれば、高齢人口し現役人口の増減率の差、マクロ経済スライドの適用という違いがあることには留意しなければならない

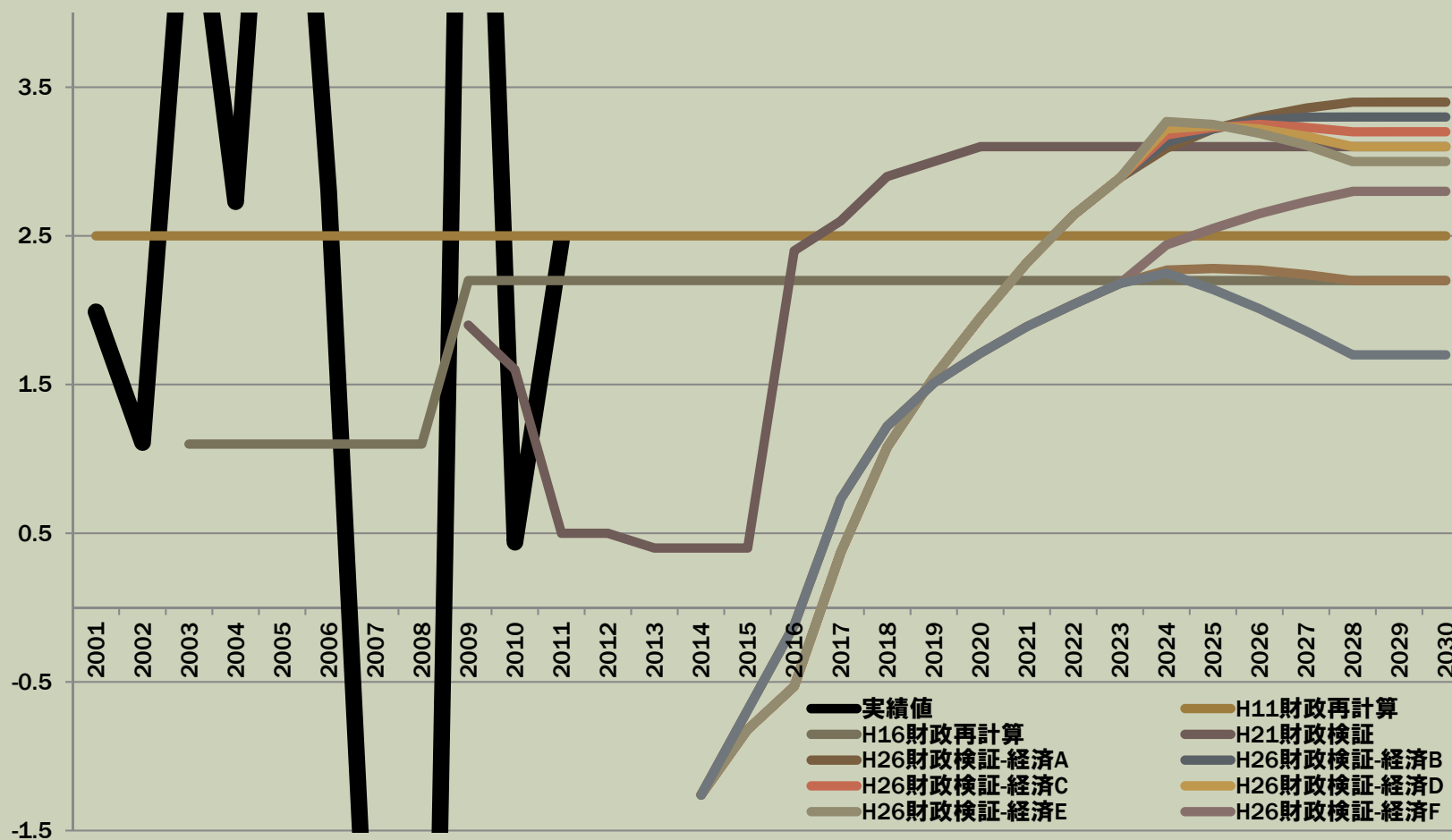
経済前提は適切か (過去の財政再計算・検証における実質賃金上昇率)

H26年財政検証および過去の財政再計算、財政検証における公表資料より筆者作成



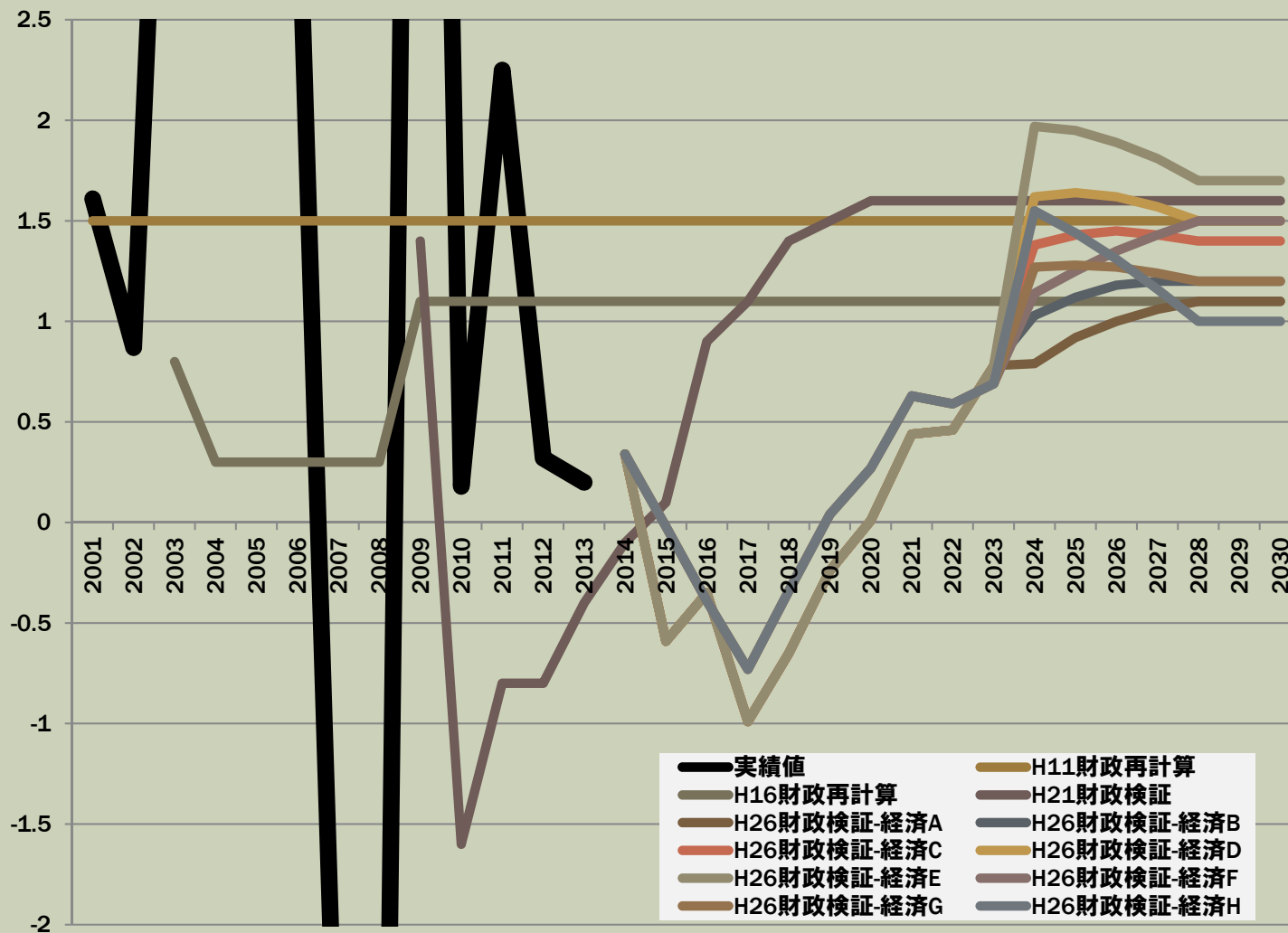
経済前提は適切か (過去の財政再計算・検証における実質運用利回り)

H26年財政検証および過去の財政再計算、財政検証における公表資料より筆者作成



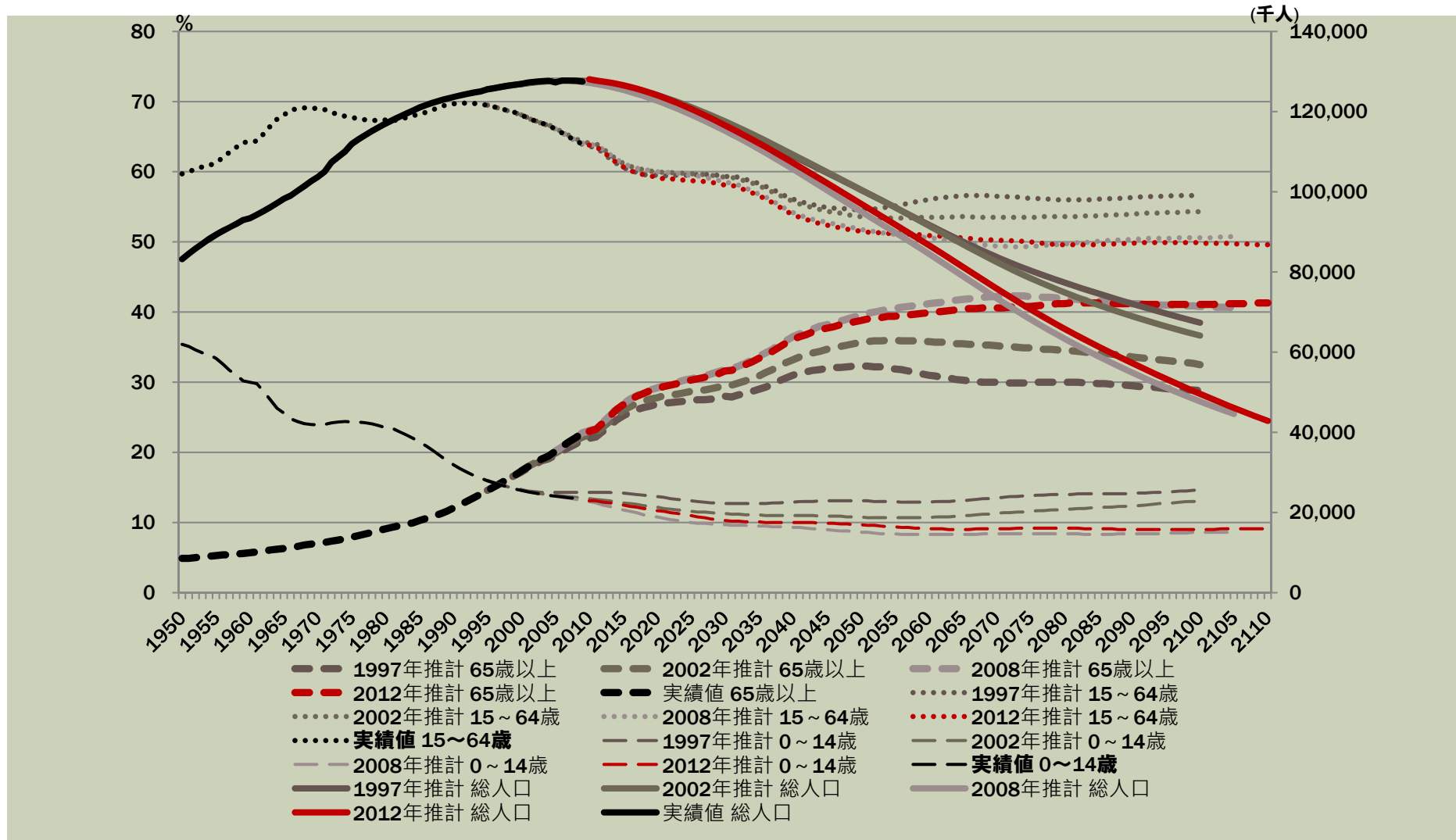
経済前提は適切か (過去の財政再計算・検証における利回り賃金スプレッド)

H26年財政検証および過去の財政再計算、財政検証における公表資料より筆者作成



これからが本番の人口高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の各年次の将来人口推計より筆者作成



平成21年財政検証プログラムを使ったモデル世帯所得代替率推計(出生中位死亡中位/国民年金納付率59.3%)

		長期の名目利回りの前提							
		2.0%	2.5%	3.0%	3.5%	4.1%	4.5%	5.0%	5.5%
長期の名目賃金上昇率の前提	1.0%	持続不可能	持続不可能	持続不可能	39.5%(2035年) 9.6%(2075年)	45.6%(2029年) 12.1%(2053年)	48.3%(2026年) 13.1%(2045年)	51.2%(2022年) 14.2%(2036年)	53.8%(2019年) 15.2%(2030年)
	1.5%	37.0%(2038年) 9.0%(2065年)	39.2%(2035年) 9.7%(2060年)	41.7%(2032年) 10.5%(2054年)	44.3%(2029年) 11.5%(2049年)	47.8%(2024年) 12.7%(2042年)	49.9%(2021年) 13.5%(2038年)	52.5%(2018年) 14.4%(2033年)	54.9%(2016年) 15.3%(2029年)
	2.0%	40.4%(2034年) 10.2%(2053年)	42.2%(2031年) 10.7%(2050年)	44.1%(2028年) 11.3%(2047年)	46.3%(2025年) 12.0%(2044年)	49.6%(2020年) 13.0%(2039年)	51.1%(2018年) 13.7%(2037年)	53.5%(2016年) 14.6%(2033年)	55.7%(2015年) 15.4%(2028年)
	2.5%	41.6%(2032年) 10.5%(2051年)	43.1%(2029年) 10.9%(2049年)	45.0%(2026年) 11.5%(2046年)	46.9%(2023年) 12.1%(2043年)	49.6%(2019年) 13.0%(2039年)	51.3%(2017年) 13.6%(2037年)	53.6%(2015年) 14.4%(2033年)	55.8%(2015年) 15.2%(2029年)
	3.0%	41.9%(2031年) 10.6%(2051年)	43.3%(2029年) 11.0%(2049年)	44.9%(2026年) 11.4%(2046年)	46.7%(2022年) 12.0%(2044年)	49.2%(2018年) 12.8%(2040年)	50.8%(2016年) 13.3%(2038年)	53.0%(2015年) 14.1%(2035年)	55.1%(2015年) 14.7%(2031年)
	3.5%	41.9%(2031年) 10.5%(2051年)	43.1%(2028年) 10.8%(2049年)	44.5%(2026年) 11.2%(2047年)	46.2%(2022年) 11.7%(2045年)	48.4%(2019年) 12.4%(2042年)	49.9%(2017年) 12.9%(2040年)	52.0%(2015年) 13.6%(2037年)	54.1%(2015年) 14.4%(2034年)
	4.0%	41.7%(2031年) 10.4%(2052年)	42.8%(2029年) 10.7%(2050年)	44.0%(2026年) 11.0%(2048年)	45.5%(2023年) 11.4%(2046年)	47.5%(2019年) 12.0%(2043年)	48.9%(2017年) 12.5%(2042年)	50.9%(2015年) 13.1%(2039年)	52.9%(2015年) 13.8%(2036年)
	4.5%	41.5%(2031年) 10.3%(2053年)	42.4%(2029年) 10.5%(2051年)	43.5%(2026年) 10.8%(2050年)	44.8%(2023年) 11.1%(2048年)	46.6%(2019年) 11.6%(2043年)	47.9%(2018年) 12.0%(2043年)	49.7%(2015年) 12.6%(2041年)	51.7%(2015年) 13.2%(2038年)

上段は厚生年金モデル世帯所得代替率(括弧内は報酬比例年金に対するマクロ経済スライド適用終了年)

下段は単身国民(基礎)年金世帯所得代替率(括弧内は基礎年金に対するマクロ経済スライド適用終了年)

各数値は小数点第二位を四捨五入で表記

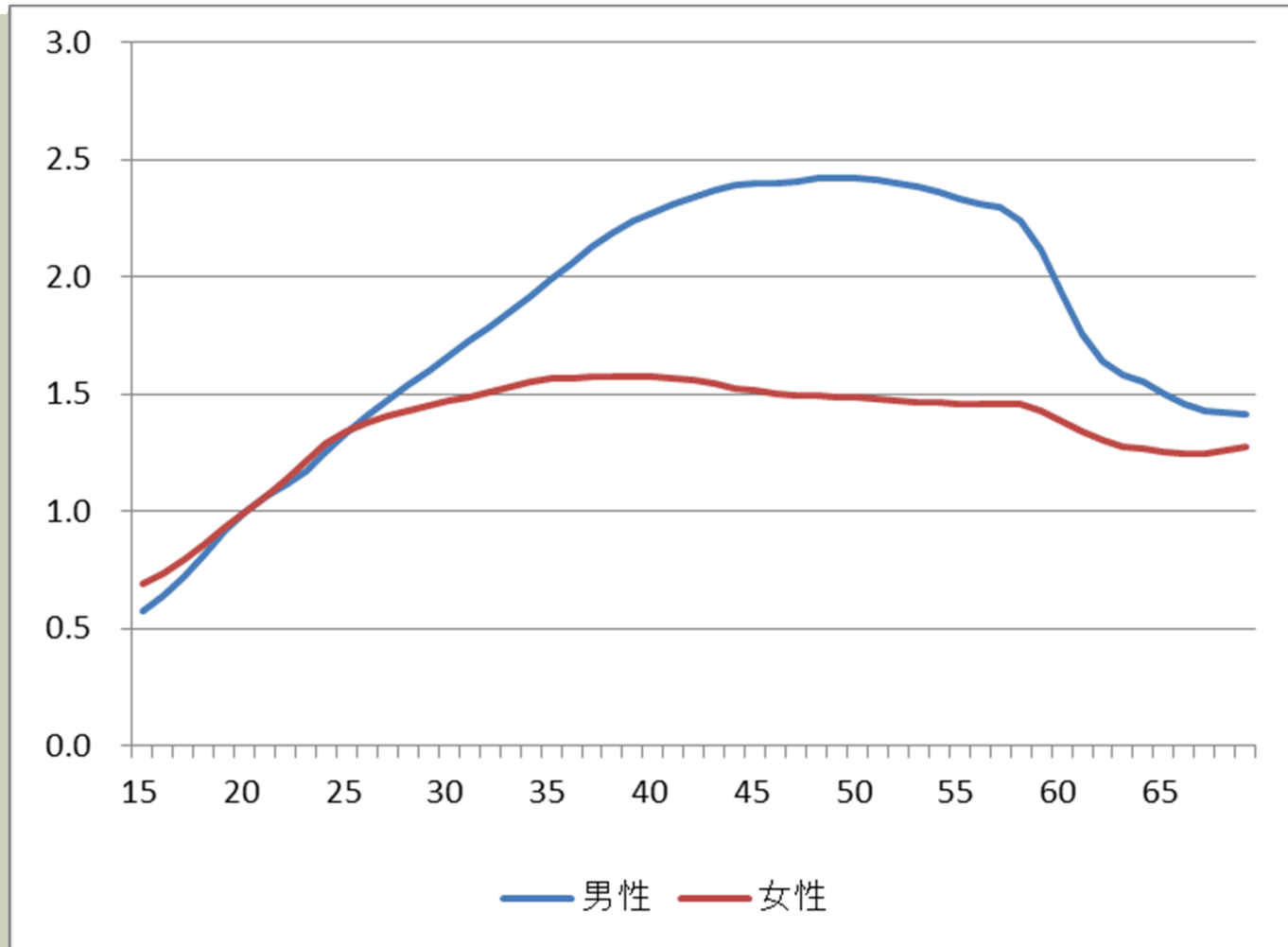
現行の所得代替率は厚生年金モデル世帯で62.3%、単身国民年金世帯で18.3%

国民年金納付率は、2010年までは実績値、2011年以降は2010年度の実績値、59.3%のまま推移するとの見込みで推計

2010年以降の各歳別人口・生命表を人口推計に入れ替え

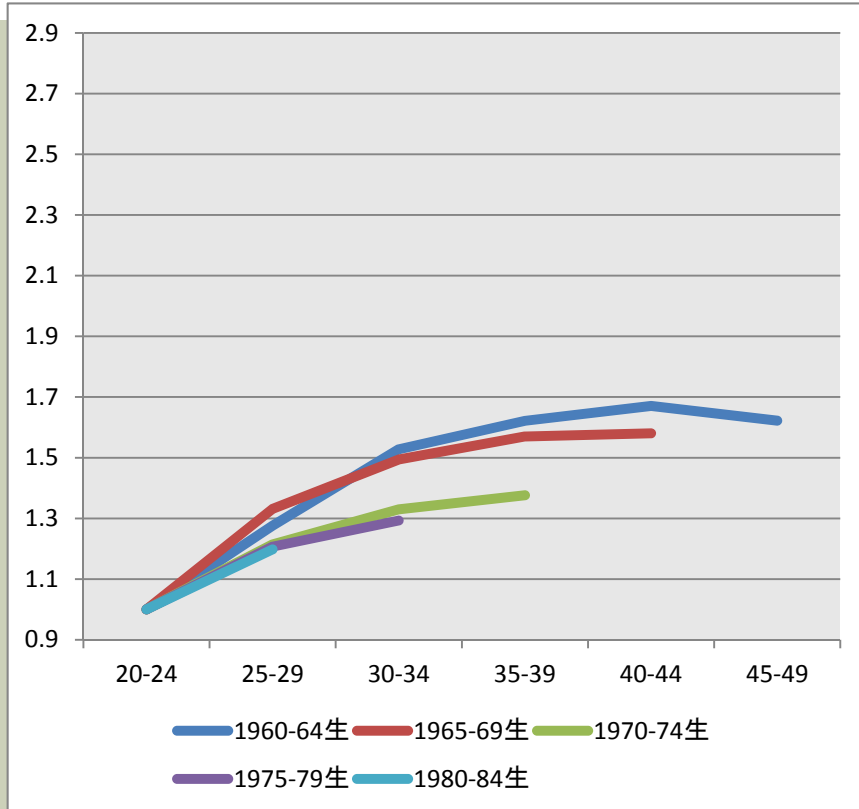
長期の物価上昇率は1%で一定であると仮定

若干の危惧:クロスセクションから得られる パラメーターの危険性

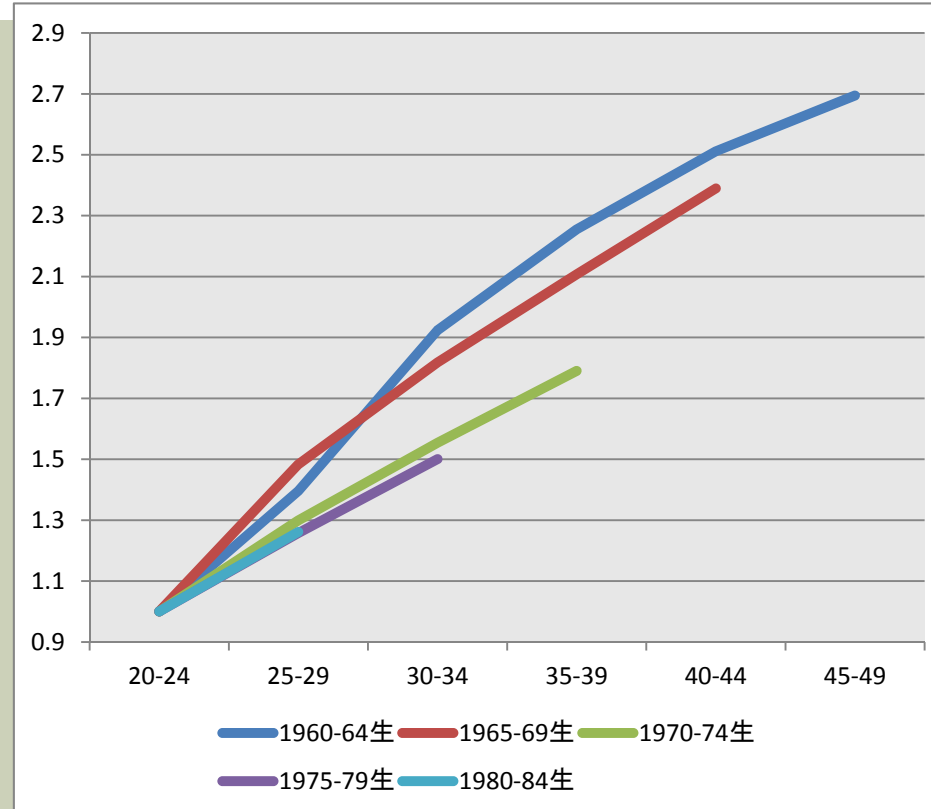


H21財政検証で用いられている標準報酬指数(賃金プロファイル)

賃金センサスにみる 生年別平均的賃金プロファイル



女性



男性

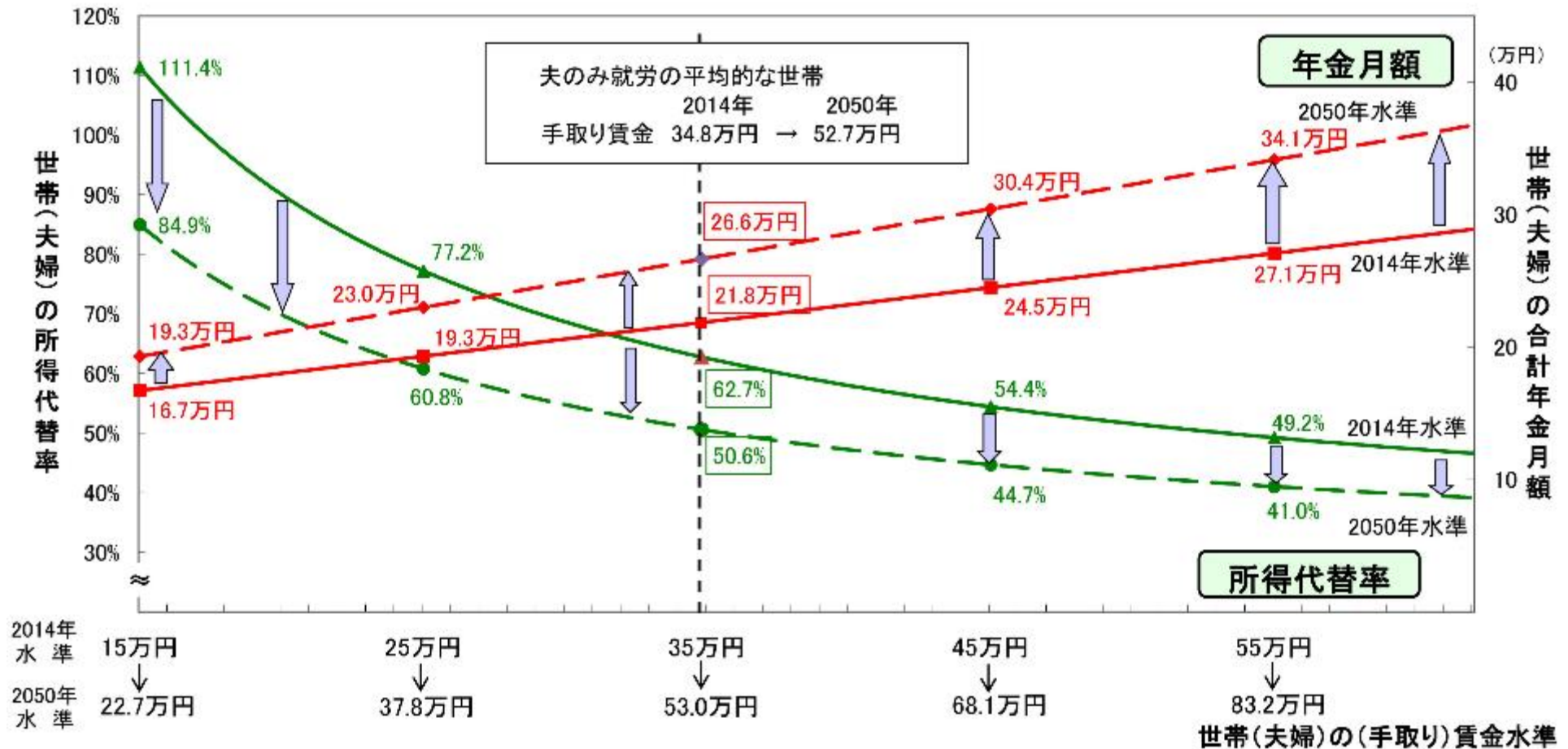
- ◆ 20-24歳時点の年間所得を1とおいた場合のプロファイル
- ◆ インフレによる影響はCPIを使用して除去している

なぜ所得代替率が重視されるのか？

所得代替率は意味のある指標なのか

- 給付の水準を測るために用いられるのが「モデル世帯の所得代替率」
 - モデル世帯:夫が40年間厚生年金に加入し平均所得を稼ぎ、妻が第3号被保険者として40年間国民年金に加入している世帯
 - モデル世帯の非現実性を非難するのは必ずしもフェアな議論ではない。この特殊な世帯設定は、国民年金を基礎年金制度を通して被用者年金制度が救う事になった時に、従前の厚生年金制度の給付水準と比較可能にするために用いられたフィクションである
 - 所得代替率という指標では収益性は測れない(内部収益率で診るほうが適切)
 - 所得代替率という指標では所得再分配の効果は測れない(保険料を納付しさえすれば低所得者層の方が有利)
 - 新規裁定時(受給し始めた時)の代替率が維持されるわけでもない
- 少なくとも主要国の公的年金制度で、代表的家計の所得代替率を給付水準のメルクマールとしている国の存在は、寡聞にして知らない

モデル世帯の所得代替率は意味ある指標なのか -賃金水準別の給付水準と所得代替率- 経済前提ケースE



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。

注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

受給開始後の所得代替率の推移

経済前提ケースE

H26財政検証公表資料より抜粋

生年層(平成26(2014)年度に满る年齢)	厚生年金の調整終了 (平成32年度)						基礎年金の調整終了 (平成55年度)					
	平成28年度 (2016)	平成31年度 (2019)	平成35年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成65年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度35歳到達]	21.8 52.7%	20.2 <59.1%> (70歳)	19.6 <51.6%> (75歳)	19.1 <47.3%> (80歳)	18.8 <43.9%> (85歳)	19.2 <41.9%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度35歳到達]		20.7 59.7% (65歳)	20.2 <53.0%> (70歳)	19.6 <48.6%> (75歳)	19.0 <44.2%> (80歳)	19.2 <41.8%> (85歳)	19.7 <40.4%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度35歳到達]			22.2 58.3% (65歳)	21.6 <53.4%> (70歳)	20.9 <49.6%> (75歳)	20.2 <44.1%> (80歳)	20.0 <41.0%> (85歳)	21.0 <40.4%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度35歳到達]				22.9 55.8% (65歳)	22.2 <51.7%> (70歳)	21.5 <46.9%> (75歳)	21.0 <45.1%> (80歳)	21.3 <41.0%> (85歳)	22.4 <41.9%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度35歳到達]					23.6 54.8% (65歳)	22.8 <49.9%> (70歳)	22.3 <46.7%> (75歳)	22.3 <42.9%> (80歳)	22.7 <40.9%> (85歳)	23.9 <40.4%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度35歳到達]						23.9 52.3% (65歳)	23.4 <48.0%> (70歳)	23.4 <45.1%> (75歳)	23.4 <42.3%> (80歳)	23.9 <40.4%> (85歳)	25.5 <40.4%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度35歳到達]							24.7 50.6% (65歳)	24.7 <47.4%> (70歳)	24.7 <44.5%> (75歳)	24.7 <41.8%> (80歳)	25.5 <40.4%> (85歳)	27.2 <40.4%> (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度35歳到達]								26.3 50.6% (65歳)	26.3 <47.4%> (70歳)	26.3 <44.5%> (75歳)	26.3 <41.8%> (80歳)	27.2 <40.4%> (85歳)

(注1)数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割引戻し、額を記載した。

(注2)年金額はスライド特例による引き上げ分のみの標準水準。

(注3)□内は、各世代の既齢新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注4)〈〉内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

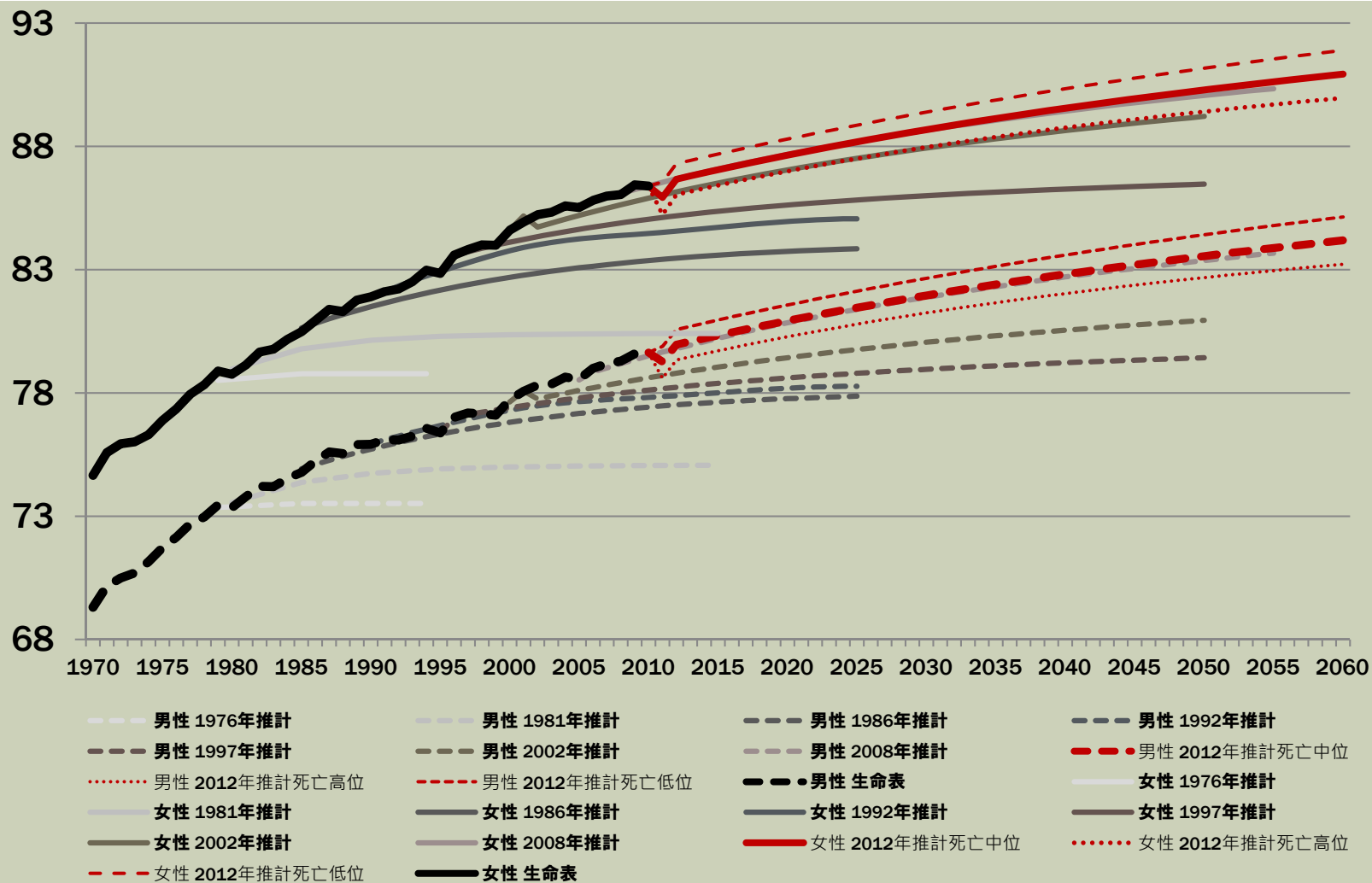
(注5)既齢裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

給付水準の維持のための給付開始年齢引き上げ

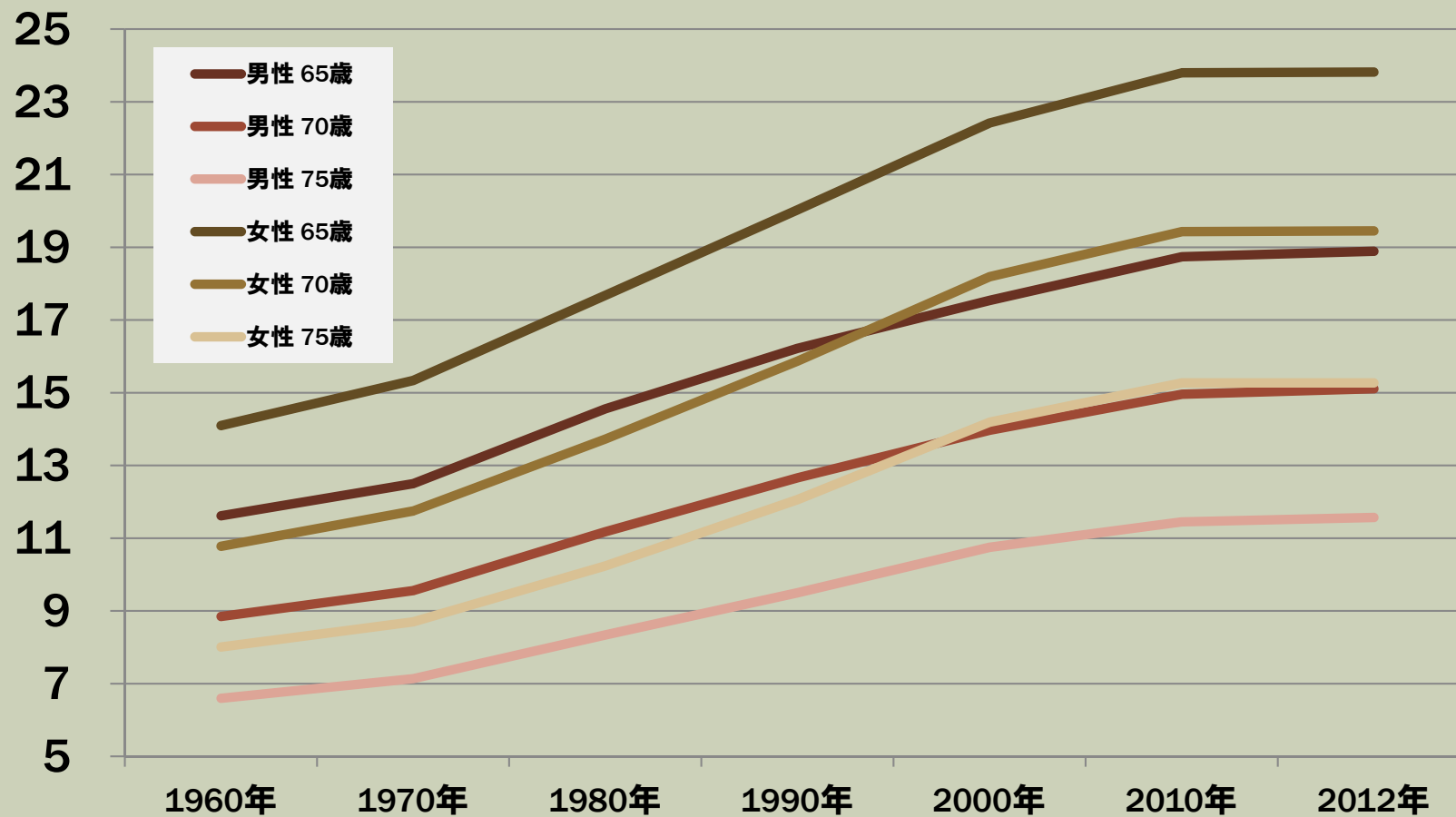
- 現在の制度では、100年間で財政均衡を図るため、給付開始年齢を引き上げようが引き上げまいが、財政そのものは維持できる。ただし、フローの給付水準は減少する
- 年金を単に強制貯蓄の制度とみるならば、現行の給付開始年齢を維持したままでも良い
- 長寿のための保険とみるならば、可能な限り高水準の給付が、後期高齢者になっても支給されることが望ましい。よって、支給開始年齢を引き上げるべきだという結論になる。
- 現状でも、繰り上げ、繰り下げが選択できる、というのは事実だが、65歳という年齢が、「参照点」として機能してしまう。

予想よりも進展する長寿化(平均余命の将来推計)

国立社会保障・人口問題研究所 各年次の将来人口推計より筆者作成



65歳、70歳、75歳からの平均余命の伸び



国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より筆者作成。
2012年は簡易生命表、それ以外は各年次の完全生命表より転載

**アベノミクスと統合的な年金制度へ
～女性の活躍する社会と年金**

所得代替率という概念の背後にあるもの

- Gøsta Esping-Andersen (イエスタ・エスピン-アンデルセン)の福祉レジーム論
 - 「家族」「市場」「国家」の間で社会保障に対する責任がどのように配分しているか、で福祉国家を以下の3つのレジームに分類
 - 自由主義レジーム(アメリカなど)
 - 社会民主主義レジーム(北欧諸国)
 - 保守主義レジーム(大陸ヨーロッパ諸国)
- 保守主義レジームでは、宗教倫理を背景とした性別役割分担を前提として、家族の役割が重視されるとともに、社会保障制度も世帯単位で設計される傾向がある
 - 年金の場合、給付は夫に対して夫婦(世帯)分が支払われ、失業手当なども家族の生活が維持できることを前提とした水準で給付される
- 日本の社会保障制度は、年金に限って言えば、保守主義レジームの影響を強く受けている
- 所得代替率で給付水準が測れるという発想は保守主義レジームに根ざしている

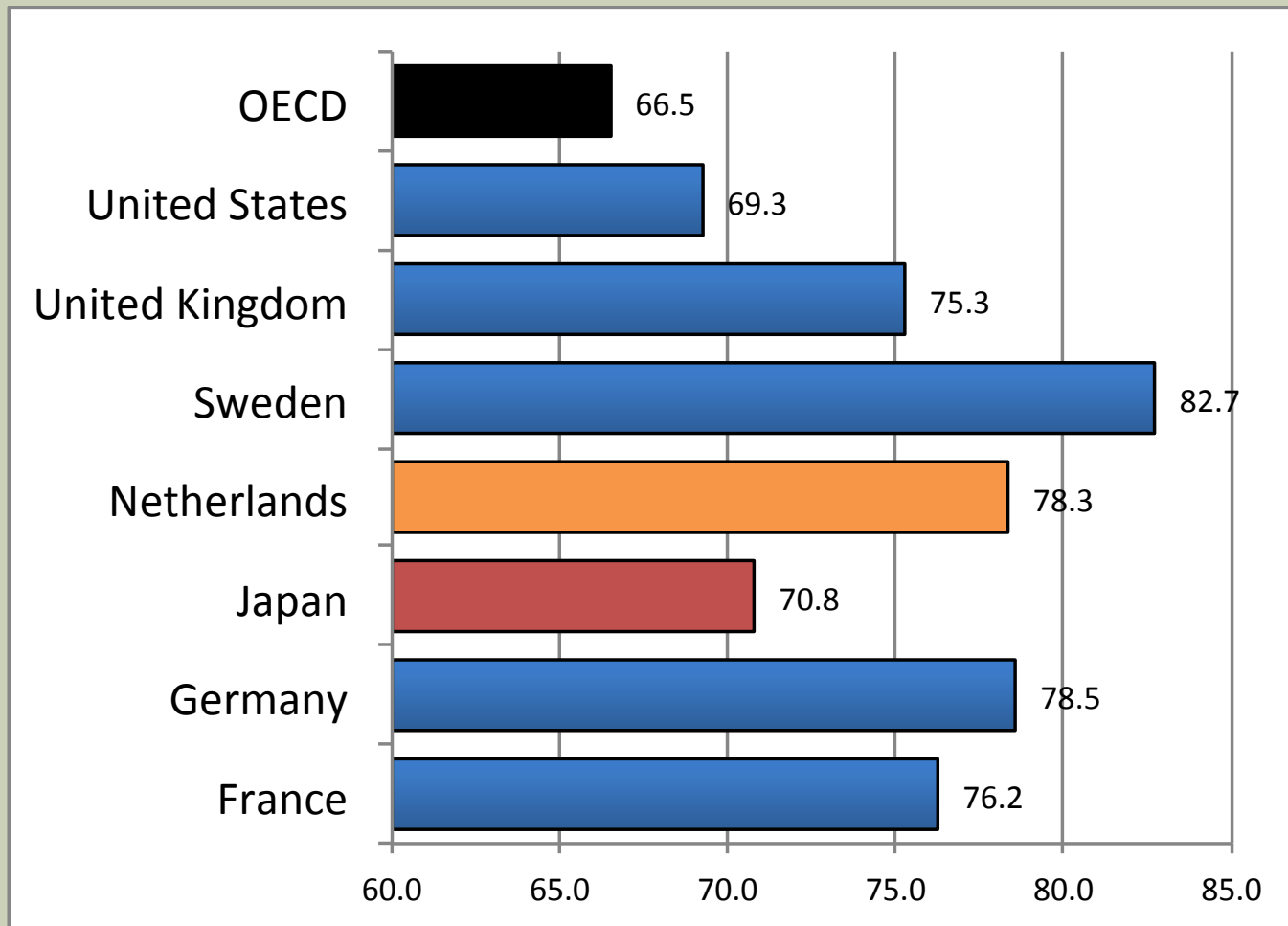
日本の年金制度と欧州の年金制度の違い

- ただし、日本の年金制度は「普遍主義」を取り入れようとする姿勢において大陸欧州型の年金とは異なっている
- 「国民皆年金」にこだわりが無いのが欧州型(選別主義)
- 通常は職域年金が主体で、普遍的な強制加入の年金の役割は相対的に弱い
- 日本の公的年金は、普遍性を維持するためのツールである国民年金の実質的な破綻状態を解決するための手段として、基礎年金拠出金制度を導入した。
- これにより、日本の年金制度は制度間で財源を再分配するという、変則的な社会保険制度として運営されている。
- おそらく欧州の職域年金制度では、このような再分配は正当化されにくい

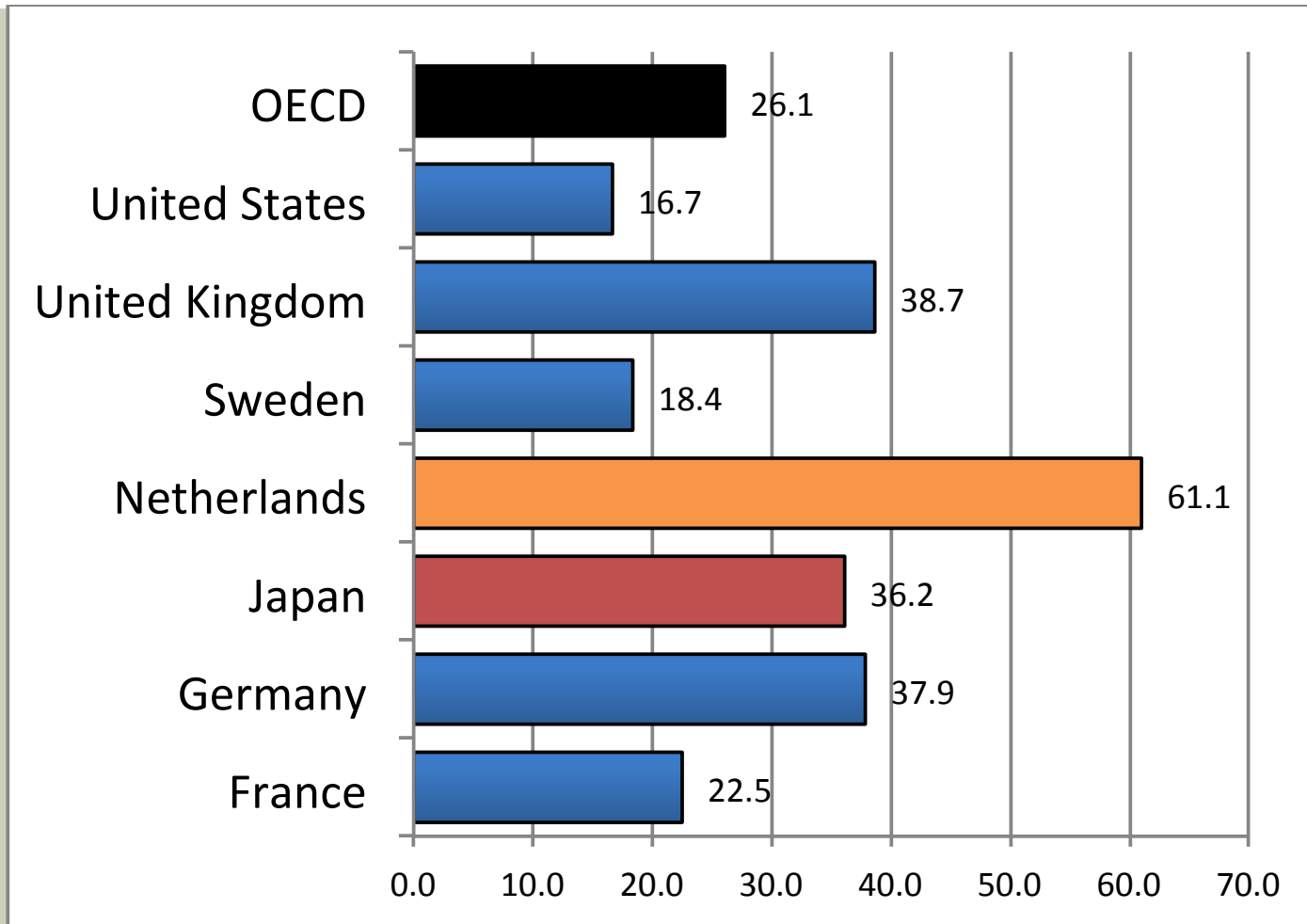
女性活躍のモデルはどこか？

- **北欧モデル vs. オランダモデル**
 - 北欧モデル:社会民主レジームの下で、男女ともにフルタイム正規労働者として働く
 - オランダモデル:ワークシェアリングと並行して、パートタイム労働者(主として女性)の基幹労働力化を徹底して進める。現在では、男性と女性の均衡待遇がさらに強く押し進められている。
 - 北欧にせよ、オランダにせよ、かつてはBreadwinner Modelの国であり、この点では日本と類似していた
- 両モデルとも、日本にとって示唆に富んでいるが、北欧モデルの場合、必要となる財政負担の水準において、日本と距離がある
- オランダ女性の短時間基幹労働者としての社会進出において、社会保険はフルタイム労働者と同等の条件で速やかに適用拡大された
- オランダにも普遍的な国民年金が存在するが、財源の面において二階の職域年金と完全に分離している

女性就業率(2013年、25～54歳)



女性パートタイム比率(2013年)

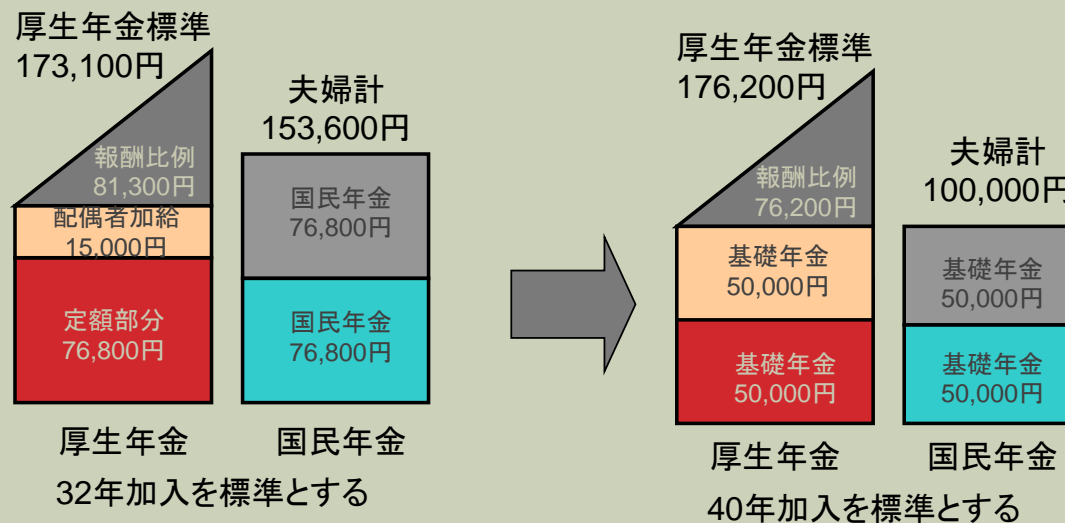


女性の働き方と年金制度

- 女性の活躍する社会を実現しようとするなら、並行して年金制度も対応していかなければならない
- ひとつの在り方が「公的年金制度(特に被用者年金制度)の個人単位化」
- より具体的には、パートタイム労働者への適用拡大と第3号被保険者制度をどう変えていくか、ということ
- パートタイム労働者への適用拡大の鍵となるのは、国民年金との負担格差をどうするかという問題
- 標準報酬月額の下限(現在の1等級は101,000円以下で保険料17,125円)を引き下げていくと、国民年金保険料よりも低い負担で基礎年金満額と二階年金を受給できるようになってしまう
- これを避けて、低所得パートタイムにも一定額以上の負担を求めると、手取り所得が大幅に減ってしまう

第3号被保険者は廃止できるか

- 第3号被保険者制度の導入時には、専業主婦への新たな負担は求められなかった
- では、今ならできるのか?残念ながら、それも難しいかもしれない。被用者年金の加入者には事業主負担があるので、第三号分だけを抜き出して個人負担にすれば、第3号被保険者世帯は負担の純増になる



年金のターゲット指標に将来の予測貧困率を

- 現行の正規労働者のみがカバーされる年金制度では、若年世代の多くが制度から抜け落ちてしまうのは明らか
- 制度から抜け落ちた非正規層が、将来の貧困世帯に転じていく可能性は非常に高い
- この意味から、世代内の格差縮小が急務
- 男女を問わず、正規非正規の年金負担格差が引き起こす労働市場の歪みは正さなければならない
- ひとつの視点として、**将来の給付水準ではなく、将来の貧困率の予測値を、年金制度のアウトカム指標として採用してはどうか？**
- 貧困率を低く抑えるには、より広範囲の労働者を年金制度の対象としていく必要がある
- ただし、それは現在のような、制度間のトランスファーを必要とする歪んだ普遍主義に基づいたものではない制度によって達成される方が望ましい

年金改革私案:基礎年金分離案

- 現行の基礎年金拠出金制度を廃止して、**基礎年金を財源的に独立した年金制度とする(国民年金制度はこの制度に吸収)**
- これにより、**厚生年金を純粋な報酬比例年金として全被用者が加入する制度として適用を拡大**
- **新たな基礎年金制度は、全国民が定額(ただし減免有り)で保険料を負担**
- **今現在、給付の2分の1に対して注がれている国庫負担を、基礎年金の拠出(保険料負担)の2分の1に対する国庫負担として、入り口を変える(これは被用者年金加入者にとっても事業主負担部分の代替となる)**
- **基礎年金勘定には、現在の国民年金の積立金全額と、厚生年金から四割弱の積立金を割譲して、新たな新基礎年金積立金として運用し、おおよそ100年間で負担の平準化を図る**
- **筆者の試算では、おおよそ毎月の保険料負担が約¥17,000程度で、100年間の財政均衡を図れる**

GPIF改革と公的年金財政の安定性

- アベノミクスと年金の関係では、重要な視点
- 積立金運用の基準ポートフォリオにおける国内株式比率が20%程度に
- 公的年金がより積極的にリスクを取りに行くということか？
- 現在の基準ポートフォリオは「国内債券(ほぼ国債)」「国内株式」「外国債券」「外国株式」「その他」で構成されている
- 債権と株式についてはわかるが、「国内」と「外国」を分ける理由はどこにあるだろうか?(為替リスクだけではないだろうか)
- この意味において、現在のポートフォリオの在り方は、運用リスクを考えるためには、必ずしも適切な分類とは言えない

債権(国債)と株式の最適な比率は？

- オードックスな考え方でいけば、年金制度の積立運用は、最低限のリスクで運用した方が良いのだから、殆どを国債で保有した方が良いということになる(米国は全額を非市場性国債で運用)
- しかし、低金利で定常化した日本国債では、年金財政を持続させられるだけの運用収益はあげられない
- そこで分散投資でリスク資産の保有となるが、前述のように、必ずしもリスクの取り方が見えやすいとは言えない
- 今後重要なのは、国債中心の運用はインフレリスクに弱い、という観点
- アベノミクスの出口戦略と公的年金積立金の運用は、この意味で強く関係している
- 日本国債はキャッシュアウト用の保有に限って、残りはその他の資産で保有という戦略も、長期的には無いわけではない

ご静聴ありがとうございました